

○利用希望者の条件

次の場合は利用希望登録することができません。

1. 空き家を適正に管理できないと判断される場合。
2. 登録しようとする利用申込等の内容を、物件登録者及び物件登録者希望の媒介事業者（協定締結団体及び協定締結団体から選定された媒介事業者を含む。）と情報を共有することを承諾しない場合。
3. 利用申込みを行った者、又はその者と生計を一にする同居の親族、又は代理又は媒介を行う者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有すると認められる者である場合。
4. その他、市長が適当でないと認める場合。